

## 土浦市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 土浦商工会議所及び土浦都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「土浦市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を土浦商工会議所に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究及び調整活動を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (3) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 土浦商工会議所
- (2) 土浦都市開発株式会社
- (3) 土浦市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
  - 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
  - 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監事、及び委員をもって組織する。

(会長・副会長及び監事)

第7条 会長は、委員の中から選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 監事は協議会の会計を監査する。
- 7 監事の任期は2年とする。

(委員)

第8条 委員は、第5条第1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前

任者の任期満了までとする。

(相談役)

第9条 協議会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の目的達成に必要な重要事項について、会長の求めに応じて意見を述べる  
ことができる。

3 相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 相談役の任期は、前条3項及び4項を準用する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しな  
ければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあ  
らかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ  
による。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織(以下「幹事会等」という。  
を置くことができる。

2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャーの設置)

第14条 協議会運営の全般に関する指導・助言を受けるために、必要に応じてタウンマネ  
ージャーを置くことができる。タウンマネージャーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、土浦商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助  
金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第18条 会長、副会長、監事、及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受け  
ることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(会計)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、土  
浦商工会議所がこれを清算する。

(規約の改正)

第21条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成24年8月6日から実施する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年5月23日から実施する。

附 則

この規約は、平成26年4月21日から実施する。